答 申

第1 本審査会の結論

三種町教育委員会(以下「実施機関」という。)が、平成28年10月14日付け三種教発-977-1で審査請求人に対して行った公文書の公開決定処分(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が、三種町情報公開条例第5条の規定に基づき、平成28年9月30日付けで行った次の文書の公開請求に対し、本件処分による公開はあったが、その内容に不服が有り、文書を追加して公開することを求めるというものである。

審査請求人が三種町長宛てに送付した〇〇〇〇〇〇円入り現金書留封筒並びに平成〇〇年分給与所得の源泉徴収票及び返金理由記載文書入り封書を受付又は収受したことを証する文書若しくは文書処理票(以下「対象公文書」という。)

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書を要約すると次のとおりである。

- (1) 実施機関が平成28年5月26日付けの公開決定処分で公開を行ったのは、「現金書留封筒」の写しである。審査請求人は、三種町文書事務取扱規程(以下「文書事務取扱規程」という。)に基づいて作成された公文書(受付年月日、番号、押印等が記載されている文書)の公開を請求している。
- (2) 対象公文書は、文書事務取扱規程に基づく事務が正しく遂行されていれば存在しなければならない文書である。

第3 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書を要約すると次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明の趣旨は、本件処分は妥当であるというものである。

2 本件処分の理由

- (1) 実施機関は、審査請求人が三種町長宛てに現金書留にて送付した 現金〇〇〇〇〇円(以下「当該現金」という。)を、総務課及び企 画政策課を経由して受領した。また、同じく審査請求人が三種町長 宛てに普通郵便にて送付した平成〇〇年分給与所得の源泉徴収票 (以下「当該源泉徴収票」という。)及び返金理由記載文書(以下「当 該送付文書」という。)は、総務課を経由して受領した。この時、文 書処理票の作成や収受印の押印等の処理は行っていなかった。
- (2) 文書事務取扱規程第13条に、主管課等における文書等の収受に 関する事項が規定されているが、当時、同条に現金の収受に関する 規定は設けられていなかったため、当該現金の収受について、同規 程に基づく文書は作成されなかった。
- (3) 当該源泉徴収票は、第〇〇回国民文化祭実行委員会の事務局であった実施機関が作成し、審査請求人に交付を行ったが、返却されたものであった。返却された文書については、文書事務取扱規程第1 3条に基づく収受処理の必要が無いと判断したため、同規程に基づく文書は作成されなかった。
- (4) 当該送付文書は、当該現金や当該源泉徴収票等を返送する理由などを記載し、当該源泉徴収票に添付して送付された文書である。受領した担当職員が、回覧のみで差し支えないと判断し、文書事務取扱規程第13条第1項の規定に基づく収受処理を行わなかったため、文書が作成されなかった。ただ、当該送付文書の内容を見るに、同項に基づく収受処理を省略したことは、適当ではなかった。
- (5) 一部、文書事務取扱規程で定められた取扱いがなされていなかっ

たことは事実だが、対象公文書として特定すべき文書で、実施機関が保有しているものは、当該現金の送付に使用された現金書留封筒 (以下「当該現金書留封筒」という。)並びに当該源泉徴収票及び当該送付文書の送付に使用された普通郵便封筒(以下「当該普通郵便封筒」という。)のみである。本件処分において、対象公文書の特定は正しく行われている。

第4 本審査会の判断

本審査会は、本件審査請求について審査した結果、次のように判断する。

1 審査請求について

実施機関は、当該現金、当該源泉徴収票及び当該送付文書(以下「当該 現金等」という。)について、文書事務取扱規程に基づく収受処理を行って おらず、当該現金書留封筒及び当該普通郵便封筒以外に、対象公文書が存 在しない旨説明する。

これに対し、審査請求人は、事務処理が適正に行われていれば、文書事務取扱規程に基づく文書が作成されていなければならない旨主張し、それを追加して公開することを求めている。

そこで、本審査会では、当該現金等の収受について、文書事務取扱規程に基づき作成することが求められている文書の存否を検討し、それをもって本件処分の妥当性を判断する。

2 文書事務取扱規程第13条の規定

文書事務取扱規程第13条は、主管課等における文書の収受処理を規定する条文である。同条第1項は、文書を受領した際、文書が軽易である場合を除き、収受印の押印、文書管理システムへの記録などの収受処理を行うことを規定し、同項ただし書は、軽易な文書であれば、収受印の押印で足りると規定している。さらに、同条第3項第5号は、軽易な文書であって回答の必要が無いと認められるものについては、収受印の押印も省略できると規定している。

以上から、主管課等が文書を受領した際、同条第1項に基づく収受処理 が行われることが原則ではあるが、文書の内容に応じて省略されることも 同規程の運用上起こり得るものであると判断する。

3 公開された公文書以外の対象公文書の存否について

(1) 事実認定

本審査会において、実施機関が保有する簿冊及び文書管理システム(文書の収受、起案等を一元的に管理しているシステム)の登録データを対象に調査を実施し、加えて、実施機関から聴取りを行い、次の事実を認定した。

- ア 実施機関が保有する簿冊に、当該源泉徴収票、当該送付文書、当該 現金書留封筒及び当該普通郵便封筒が保管されている。
- イ 実施機関が保有する簿冊に、当該現金等の収受について、文書事務 取扱規程に基づいて作成された文書は存在しない。
- ウ 当該送付文書には、審査請求人が当該現金等を送付する理由や実施 機関への申出などが記載されている。
- エ 実施機関が使用している文書管理システムに、当該現金等の収受に 関することは登録されていない。
- オ 文書事務取扱規程が平成28年9月1日付けで一部改正されたことにより、主管課等に到着した文書に金券等が添付されていた場合の取扱いに関する事項が、同規程第13条第4項に新たに規定された。

(2) 実施機関の説明について

上記(1)の事実認定に加え、当該現金等の収受について、文書 事務取扱規程に基づく文書の作成を行っていないという実施機関の 説明に不自然、不合理な点が無いか、以下検討する。

ア 当該現金について

実施機関は、当該現金が送付された当時、現金の取扱いに関する事項が文書事務取扱規程に定められておらず、同規程に基づく処理を行う必要が無かった旨説明する。上記才で認定したとおり、平成28年9月1日付けで文書事務取扱規程の一部改正が行われ、金券等整理簿及び金券等処理票を作成する規定が同規程第13条第4項に設けられている。当該現金を実施機関が受領した時期は、双方の主張を踏まえれば、平成〇〇年〇月末であると考えるのが妥当であり、当該現金に係る実施機関の説明に不合理な点は見受けられない。

イ 当該源泉徴収票について

実施機関は、返却された文書については、文書事務取扱規程第13条の規定に基づく収受処理を行う必要が無いと判断し、省略した旨説明する。本審査会で同条の規定を見分したところ、実施機関が交付等した文書が返却された際に、同条に基づく収受処理が必要だとは特に判断されず、また、同規程の他の条文の規定に基づく処理が必要だとも判断されなかった。当該源泉徴収票に係る実施機関の説明に不合理な点は見受けられない。

ウ 当該送付文書について

実施機関は、当該送付文書については、文書事務取扱規程第13条 第1項に基づく収受処理を行うことが適当であったが、当時はこれを 省略していた旨説明する。上記2で検討したとおり、同項に基づく収 処理が省略されることは、同項の運用上、起こり得るものではあるが、 上記(1)ウの事実認定を考慮するに、当該送付文書は、同条第1項 に規定されている収受処理を行うことが適当であったというべきであ る。

しかしながら、実施機関の説明は、上記(1) イ及び同工の事実認定と矛盾しない。加えて、実施機関も、弁明書において同項に基づく収受処理を省略したことが適正な取扱いではなかったことを認めている。これらのことから、収受処理を省略していたという実施機関の説明に虚偽が含まれている可能性は低いと考えられ、一定の信頼性が有ると判断される。当該送付文書について、同項に基づく文書の作成を行っていなかったという実施機関の説明に不自然な点は無く、不合理であるとまでは言えない。

(3) 審査請求人の主張について

さらに、審査請求人の主張を踏まえて、公開済みの文書以外に対 象公文書が存在する可能性について以下検討する。

審査請求人は、事務処理が正しく行われていれば、文書事務取扱 規程に基づく文書が存在しなければならない旨主張する。審査請求 人のこの主張には一定の合理性が認められ、少なくとも当該送付文 書は、同規程第13条第1項に基づく収受処理が行われ、文書処理 票などの文書が作成されてることが適当な文書であると認められる。 しかしながら、上記(1)イ及び同工で認定したとおり、当該送付 文書を含め、当該現金等の収受について同規程に基づいて作成された文書は、本審査会の調査では発見されなかった。加えて、当該送付文書も含め、当該現金等の収受について、同規程に基づく文書を作成していなかったという実施機関の説明が不自然、不合理だとまでは判断されないことは、上記(2)で検討したとおりであり、審査請求人の主張を考慮しても、審査請求人が存在を主張する公文書が存在するとまでは言えない。

4 結論

当該現金等の収受について、文書事務取扱規程第13条に基づく収受処理を行っておらず、当該現金書留封筒及び当該普通郵便封筒のほかに対象公文書を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点が有るとまでは判断されない。他に存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、本審査会は本件審査請求に対して冒頭の「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

本審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月10日	諮問 実施機関から弁明書収受
平成30年10月11日	審議(平成30年度第5回審査会)
平成30年11月20日	対象公文書の調査、答申の協議 (平成30年度第6回審査会)
平成30年12月21日	答申の検討(平成30年度第7回審査会)

第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦